

平成30年度 財政援助団体等監査（1）監査結果措置状況

《神戸市灘区民ホール指定管理者》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
(2) 意見 ② 利用料金の取り扱いについて 区民ホールに適用される神戸市立区民センター条例では、指定管理者に区民ホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるとしているが、指定管理者が、自主事業として、公募団体と共催で市民講座（参加料徴収あり）を開催するため、利用料金を定めていない自由使用施設である1階ロビー北側を会場として占用使用し、当該共催団体から運営費負担金として会議室の利用料金に準拠した金額を徴収していた例があった。 しかしながら、講座開催にあたり、当該共催団体からは、同じ金額が利用料金として記載された会場の利用申込書を提出させていた。 本市所管局は、条例の定め等のない施設の利用に関して、その取り扱いを明確にしたうえ、必要な場合は条例で規定するなど適切な対応を取るとともに、指定管理者が適正な処理を行うよう指導されたい。	灘区民ホールにおける1階ロビー北側スペースは、指定管理者の自主事業である、キッズダンス、ヨガ等の市民講座の開催場所として利用されており、当該講座は市民相互の交流及び地域活動の振興に寄与しているものである。 当該スペースの利用料金は条例の規定がされていないが、会議室に準拠した金額を利用料金として徴収していたため、指定管理者に対しこれを改めるよう指導を行った。 当該市民講座の開催にあたり、講座の広報費や講師との調整にかかる事務費等が発生することから、これらを踏まえた運営費負担金を設定し、指定管理者はこれを講師から徴収することとした。 また、今後当該施設を上記目的により使用する場合は、市に対して使用許可申請を行うよう、指定管理者に対して指示した。	措置済